国分寺小　校長室だより

椎の木陰

～第１８号～ 平成２６年１２月２４日

クリスマスプレゼントに「携帯型ゲーム機」をもらう国小っ子も多いと思いますが・・・

今日は、子どもたちが待ち待った「クリスマス・イヴ」！サンタクロースから素敵なプレゼントを手にする日です。そして「３ＤＳ」とか「ＰＳVita」また「音楽プレーヤーなどをもらう国小っ子も多いと思います。さらに年が明けてお正月には、お年玉をもらって、「携帯型ゲーム機」を手に入れる子どももいることでしょう。

そんな中、１２月２０日（土）、国分寺公民館で行われた「下野市人権教育講演会」に参加し、「ネットいじめ・犯罪から子どもをどう守るか～インターネットと子どもの人権～」という演題で、全国webカウンセリング協議会 安川 雅史 理事長 から、その「携帯型ゲーム機」等に関する講演を聴いて、本校保護者の皆さまに、タイムリーにその内容を是非お知らせしたいと思い、この「椎の木陰」を出すことにしました。

なお、講演会には本校教職員の他に、青木ＰＴＡ会長をはじめとする本校ＰＴＡ役員の方々、本校保護者・児童も参加されていらっしゃいました。また、１２月１８日には下野市教育委員と下野市各小中学校の校長・ＰＴＡ会長との懇談会で、ネット社会の児童・生徒への影響について話し合ったところでした。

まず、**「携帯ゲーム機」**は、パソコンやスマートフォンと同様に、**高機能なモバイル通信端末（インターネットに接続できる機械）**であるという認識をもつことが大切だということです。恥ずかしながらかく言う私も、最近まで「ゲーム機」がインターネットにつながりパソコンや携帯電話同様に子どもたちにとって危険なものになり得るという認識はあまりもっていませんでした。ところが、安川理事長の話では、パソコンや携帯に比べ、保護者は小学生のうちから「携帯ゲーム機」を子どもに簡単に買い与え、一方認識不足から、**何の管理もせずに子どもに自由に使わせているのがほとんど**だとのことでした。また、子ども自身も経験が少なくインターネットの危険を十分意識しないまま最初は「ゲーム」だけ楽しんでいたものが、**インターネット接続したオンライン対戦や掲示板などを通じて第三者との交流も気軽に行い、好奇心でいろいろなサイトを見ているうちに、有害なサイトにたどりついてしまう**とのことです。

携帯ゲーム機で考えられるリスクとしては、

- **○ 有害なサイトを見てしまう可能性がある**
- **○ 悪意ある第三者と接触してしまう可能性がある**
- **○ 高額請求など金銭トラブルになる可能性がある**
- **○ 個人情報がもれてしまう可能性がある**

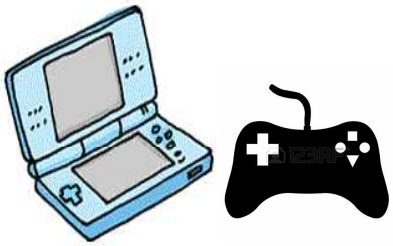

最近はファストフード店、コンビニ、駅など、いろいろなところに**「無線ＬＡＮ（Ｗｉ－Ｆｉ）スポット」**が整備されている現在、据置型のゲーム機やパソコンと違い子どもたちは、**外出先でも「携帯ゲーム機」から、容易にインターネットに接続できる**ので、**これらの問題が「親の目が届かない場所で起こる」ことになる**そうです。

（裏面に続く）

「携帯型ゲーム機」によるリスクから子どもを守るためには？

安川雅史理事長

大人の無知と無責任から、子どもたちが「携帯ゲーム機」などの使用により、**「ゲーム機を持ち寄って、親の知らないところで卑猥な動画を見る」**ということから始まり「**高額請求メールが届き、親に知らせず支払ってしまう」「高額すぎて払えず悩む」「メールでやりとりした相手を信用してしまい、実際に会って性的被害に遭ってしまう」「自分や友達の裸の映像をネット上にアップして一生その画像が消えなくなってしまう」**などの**ショッキングなトラブル**に巻き込まれているということが安川理事長から紹介されました。そして、そのような**重大なトラブル**が、**低年齢化し、小学生にも広がっている**との話を伺い、そのような「ネット上の犯罪」から子どもたちを何とかして守らなければならないと思いました。

その対策として、安川理事長が示されたのは、**フィルタリング**と**ペアレンタルコントロール（視聴年齢制限）**の２つです。

フィルタリングは、子どもがインターネットを利用する際、**アダルトサイト**や**出会い系サイト**などの**有害サイトへのアクセスをブロックする機能**です。**フィルタリング**と言えば、一般的にパソコンやスマホ向けと思われがちですが、**ゲーム機向け**もあり、**ゲーム機本体にフィルタリング機能がないと、外出先ではフィルタリングがかからない**ことから、**ゲーム機本体にフィルタリングソフトを導入する必要がある**ようです。実際子どもたちは、ファストフード店やコンビニに設置してある無線LAN(WiFi)にネットにアクセスする仕組みも何もわからないまま（場合によってはわかっていて)、ゲーム機画面に自動的に現れるネットワークを選択して、インターネットに接続する場合が多いとのことでした。

ペアレンタルコントロールは、ゲーム機に備えられているペアレンタルコントロール機能を使用し、子どもに悪影響を及ぼす恐れのあるゲーム利用やアイテムの購入などを制限するものだそうです。これも**購入直後保護者がゲーム機本体で設定する必要があり「暗証番号」**や**「パスワード」**で保護者が制限し管理するということです。一方子どもの強い要求を親が断り切れず、「暗証番号」や「パスワード」を教えて解除してしまうケースが多いそうです。そこは**「未成年のうちは親に責任がある。」と割り切り厳しく管理して、保護者の甘さから子どもがトラブルに巻き込まれないよう強い気持ちで事にあたる必要がある**とのことです。「携帯型ゲーム機」を使う子どもの安全対策としては、

(1) インターネット接続はしない
(2) 取扱説明書をよく読み、ペアレンタルコントロールを適切におこなう
(3) 利用時間や利用場所を決める
(4) 子どものゲーム中は保護者が見守る
(5) ルールを破ったときにはゲーム機で遊ばせない

この記事を書きながら、「～だそうです」など、内容に自信のない「書きっぷり」になっているのが自分でも情けないのですが、子どもたちが「携帯型ゲーム機」を手にする機会が増えるこの時期、あえて、**保護者の皆さまに、子どもたちに「ゲーム機」を渡す前には、「取扱説明書」をよく読み、最初に保護者の責任でフィルタリングやペアレンタルコントロールの設定をお願いする次第です。**本校におきましても、情報モラルを含む情報教育を推進し、携帯型ゲーム機のリスクから子どもたちを守ろうと思います。